



金属労協政策レポート

No.17 2003.12.19

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協 / IMF-JC）
 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル4階
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>
 編集兼発行人 團野 久茂

報告 「『温暖化対策税』導入に関する金属労協の考え方」を確認し、対環境省要請を行う

金属労協は、2003年8月に発表された環境省の「温暖化対策税制の具体的な制度の案」に対し、2003年11月19日、第16回常任幹事会において以下の「『温暖化対策税』導入に関する金属労協の考え方」を確認し、翌20日、團野事務局長が環境省に赴き、要請活動を行いました。

「温暖化対策税」導入に関する金属労協の考え方

2003年11月19日

全日本金属産業労働組合協議会

（金属労協 / IMF - JC）

議長 鈴木 勝利

97年に採択された「京都議定書」により、わが国では、2008年から12年までに、温室効果ガス排出量を90年比6%削減することになっている。しかしながら、現実には、2001年度における排出量は、基準年（90年実績）を逆に5.2%上回っており、現状を放置すれば、「京都議定書の約束」を達成できる状況にない。

2002年3月に決定された「地球温暖化対策推進大綱」では、2004年に大綱の進捗状況の評価・見直しを実施し、進捗が十分でない場合には、追加的対策・施策を導入することになっている。中央環境審議会の地球温暖化対策税制専門委員会では、「追加的施策として温暖化対策税が必要とされた場合に、すぐに具体的な仕組みの提案ができるよう、他の様々な施策手法の検討と並行して」温暖化対策税の検討を進め、2003年8月、その報告書「温暖化対策税制の具体的な制度の案」を発表し、現在、同案に対してパブリックコメントを求めているところである。

こうした状況を受けて、金属労協は「具体的な制度の案」に対し、以下のように基本的な考えを取りまとめた。

いわゆる「温暖化対策のための環境税」は、国民の省エネルギーへの動機づけ、意識づけを通じて、温室効果ガス排出の一層の抑制を図るための追加的な施策のひとつであり、その導入の是非や具体的な仕組みについては、今後幅広く国民的な議論を進めていく必要がある。そのためにはまず当然のことながら、「大綱」において取り組みの遅れている分野について検証し、その実態と原因に関する的確な分析を行ったうえで、施策の一層の強化が図られるべきである。

今回提示された「温暖化対策税」案は、報告書のなかで言及されている「市場の力を積極的に活用することにより、それぞれの創意工夫による合理的な対策を促し、温室効果ガス排出抑制を図る」という効

果は多くを期待できない。さらに、化石燃料に対する適用の範囲、エネルギー価格の上昇が国際競争力や生産拠点の海外移転に与える影響、財源の使途、石油石炭税・揮発油税など既存税制との整合性など、多くの課題を抱えており、拙速に結論を求めることは、安易な増税との批判を免れない。

われわれは、COP3議長国として、「京都議定書の約束」を確実に実行し、地球的規模での温室効果ガス排出抑制に向けて、先導的役割を果たしていくことが必要である。そうした国際的責務を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱に示された施策を一層強化し、そのうえで、追加的対策・施策の導入に関し、率直かつ真剣な検討が行われるよう、強く望むところである。

<主な意見>

1. 温暖化対策の追加的対策・施策を導入するにあたっては、まず、地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれている諸対策のなかで取り組みの遅れている、原子力発電の推進、排出権取引やクリーン開発メカニズムをはじめとする「京都メカニズム」活用のための早急な制度整備、日本経団連「環境自主行動計画」の取り組み強化（温室効果ガス削減数値目標の強化と政府との協定化）、サマータイム制度の早期導入に向けた具体的検討などを図ることが重要である。
2. わが国のエネルギーコストは、国際的に見て全体としてきわめて高く、国際競争力の観点から、ものづくり産業の発展基盤に対して重大な打撃を与えている。こうした状況のなかで、今回提案されたような「温暖化対策税」が導入された場合、生産コストの一層の上昇により、ものづくり産業の海外への生産拠点の移転がさらに助長されることになりかねない。また、わが国は世界最先端の省エネ技術を有しているが、温暖化対策税の導入により、ものづくり産業の海外への生産シフトが進行した場合、地球的な規模からすれば、温室効果ガスの排出量をかえって増加させるということ認識しなければならない。
3. 「具体的な制度の案」による「温暖化対策税」の問題点のひとつとして、課税対象となる化石燃料の範囲が明確ではないことがあげられる。石油や石炭は燃料としてばかりでなく、ナフサ、原料炭など、他に代替の不可能な工業用原料としても使用されており、こうしたものに対しても課税された場合には、当該産業に対する打撃は深刻なものとなり、結果的に、より石油や石炭に対する課税の低い近隣諸国への生産シフトが助長され、国内経済や雇用に大きな影響を与えることになる。
4. わが国では、すでに石油石炭税、揮発油税など、結果として温室効果ガス排出抑制と整合的な燃料関連諸税がすでに導入されている。とくに、今年度から段階的に導入されている石油石炭税は、炭素含有量を考慮して課税されており、毎年度予定される4,500億円の税収のうち、2,328億円は実質的に温暖化対策である「エネルギー需要構造高度化対策」に充てられることになっている。新たな「温暖化対策のための環境税」の検討を行う場合には、これらエネルギー関連諸税の複雑な税体系を整理し、温暖化対策との整合性を精査した上で、国民から理解が得られるよう、シンプルでわかりやすい形に見直す必要がある。
5. また、揮発油税を含む自動車関係諸税は過重かついくつもの不合理性を内包しており、こうした状況を放置したままさらさらに自動車ユーザーに新たな課税をすることは納得が得られるものではない。従って、温暖化対策税導入の検討を行う場合には、あわせて、現行の自動車関係諸税の軽減と簡素化が不可欠である。

以上

『温暖化対策税』に関する金属労協の考え方」に関する環境省とのやりとり（主旨）

<全体としての意見>

拙速に結論を求めることで「安易な増税」との批判を受けかねないことには同感であるが、だからこそ、今後は幅広い議論が必要であると考えている。

2004年には大綱の評価と見直しを行うが、2002年の温室効果ガス排出量が1990年比で5.5%伸びていることを考慮すると、追加的な施策が必要であり、そのひとつとして経済的手法である温暖化対策税は有効な手段であると考えている。

経営者団体などからは「税ありき」だと批判を受けているが、大綱の評価と見直しの結果、温暖化対策税制の導入が必要ということになったときのための準備として、共通の土俵で議論できるようにするため、地球温暖化対策税制専門委員会に今回のたたき台を作成していただいた。あくまでたたき台ということで御理解いただきたい。

<「具体的な制度の案」基本設計について>

京都議定書達成のための大きなポイントは、運輸部門、家庭部門、業務・その他部門であり、約4,600万を超える一般の世帯の国民の裾野いっぱいまでが、京都議定書を達成するために、積極的に認識をもって関与していかななくてはならない。そのため、日常生活のなかで、税などの経済的メカニズムによってかかわっていただくほうが現実的であると考えている。

<価格インセンティブ効果について>

今回の「具体的な制度の案」では、家庭は月460円（炭素トンあたり約3,400円）くらいの負担であるが、家庭のエネルギー消費の約2%にあたる電気やガソリンを節約していただければ、増税にはならない試算である。これにより、低公害車や省エネ製品の買い替えにつながることや、税収9,500億円を温暖化対策費として投入することで、省エネ・新エネに転換するインセンティブになると考えている。

また、代替案として、税金の価格インセンティブだけで期待通りの効果を得るためには、炭素1トンあたり46,000円（ガソリン1リットルあたり20～30円）の税率が必要であることも記載している。これはかなりの価格インセンティブ効果があると思うが、税収は10兆円規模となり、温暖化対策費としてその税収を使う必要はなくなる。

低い税率ではインセンティブ効果が薄いと言われるが、エネルギー価格変動分を末端に転嫁すると、かなりの効果が得られるとみている。

<課税段階について>

今回の案においては、課税の仕組みについて、最上流課税か上流課税が有力候補であるとしている。代替案として、CO₂排出量に応じた課税も考えられるが、4,600万を超える世帯数を考えると、家庭や事業所ごとのCO₂排出量を直接チェックすることは不可能であり、膨大な行政コストがかかる。

そのため、上流である化石燃料の精製・製造段階で課税をするか、最上流である化石燃料の輸入や採掘の段階で課税したうえで、価格が最終消費者に転嫁する仕組みを考えたほうがより現実的である。産業界からは、上流課税では価格が転嫁しにくく、結局、産業界が税金を負担することになるのではとの心配の声が聞かれるが、価格転嫁の仕方を工夫することで問題は解決できると考えている。

中央環境審議会においては、上流課税、下流課税のどちらにせよ、課税段階に関する考えについての国民の意見も承りたいと考えている。

< 鉄鋼業に与える影響について >

今回の案では、温暖化対策税を導入した場合、鉄鋼業で使用する原料炭への課税は具体的に記載していない。税負担の軽減措置については触れている。

現に、ヨーロッパにおいては、原料炭に温暖化対策税を課税しているところはないため、わが国としても、国策として特別な配慮はできると考えている。

温暖化対策税議論の次の段階で、鉄鋼業の現状を判断し、どのようなかたちで軽減をするのか、または、どのようなかたちで助成金を入れるのか、その辺は配慮をしていくことが必要であると認識している。

< 他の関連する税制との関係について >

今の石油・石炭税の税収の用途については、明らかに温暖化対策の分野に入っているわけであり、完全にオーバーラップする事態が生ずるため、必要な調整をしなくてはならない。

税の調整に関しては、今後さらに議論する必要がある。しかし、その姿が見えないからといって、反対であると言わないでいただきたいという気持ちはある。

こうした見解を受けて、以下のような意見交換を行いました。

< 原料炭の問題について >

J C：たたき台の段階においても、税の減免の「配慮」や「助成金」ではなく、はっきりと原料炭には課税しないと打ち出すべき。でなければ、あるべき環境税の議論に入ることができない。

環境省：原料炭に関しては、記載していないからおかしいというのではなく、こうするべきということをは是非、声を上げていただきたい。そうすれば、温暖化対策税を制度として仕組むときに、そのような声があるということで絵が描けると考えている。

J C：金属労協のなかにもいろいろ意見はある。温暖化対策をなんとかしなくてはならないという思いはあるが、たとえば、鉄鋼からすると、助成措置で産業を残すというようなことは避けていただきたい。

環境省：原料炭の問題は、省内で議論を詰めているわけではないが、認識として問題があることはよく理解している。

< 国際競争力の観点について >

J C：環境省の説明では、9,500億円増税分を補助金に用いればGDPでは行って来いであるということだが、増税によって海外に生産移転してしまえば、行って来いにならない。

< たたき台としてのあり方について >

J C：今回の案はあくまでたたき台で、これから議論を進めていくためのものということだが、たたき台だからこそ、きちんとした中身のものを示してほしかった。環境税の本来の議論に入りにくいものといわざるを得ない。

環境省：今回の案は、総論的な書き方になっており、議論するための土俵である。ご指摘の主旨はよくわかるが、是非前向きに検討していただきたい。また、今回の議論は、京都議定書のルールを守るためでもあるが、地球温暖化の現状を考えると、省エネ・新エネに転換していくことが必要である。産業界、国民含め、厳しいが少しでも早く、一歩でも前に進む観点から温暖化対策税を議論していただきたい。

注：環境省とのやりとりは、文責・金属労協政策局。

以上